

木造住宅の耐震診断・改修工事 補助のごあんない

令和7年度

お住まいの耐震性は大丈夫ですか？

1981年（昭和56年）5月31日までに着工された建物は、建築基準法改正前の**旧耐震基準**で建てられています。平成28年（2016年）熊本地震では、現在の耐震基準を満たさない旧耐震基準の建物が被害が集中していたことが明らかになりました。



熊本地震後本市撮影

まずは耐震診断を

お住まいが地震に対して安全かどうか調べます。尾道市登録の木造住宅耐震診断資格者が調査・検査して耐震性を総合的に評価し、耐震改修の必要性を判断します。

尾道市登録の木造住宅耐震診断資格者について
資格者名簿は尾道市HPをご覧くださいか、建築課窓口にてご覧いただけます。

耐震診断補助

耐震診断にかかった費用を
最大2万円まで補助
(耐震診断にかかった費用の3分の2以内の金額)



つぎに耐震対策を

お住まいの耐震性が不足していることがわかったらお住まいを丈夫にする改修計画を立てます。基礎や壁の補強など地震に弱い部分を補強（改修）して、建物の耐震性を向上させましょう。尾道市では次の補助をご用意しています。

各補助の対象となる建物

- ☐ 木造で在来軸組構法及び伝統的構法のもの
- ☐ 昭和56年5月31日以前に着工された戸建住宅、長屋住宅または併用住宅
- ☐ 平屋建または2階建
- ☐ 所有者、居住者、完了報告までに所有し居住する者
- ☐ 市税等に滞納がないもの
- ☐ 未着手・未契約であり、令和8年1月30日までに完了報告できるもの
- ☐ 耐震改修・耐震シェルターの補助については、耐震診断の結果、耐震性に不足があると判定された住宅が対象（上部構造評点がそれぞれ0.7未満・1.0未満）

耐震シェルター等補助

設置にかかった費用を
最大12.5万円まで補助
(設置にかかった費用の2分の1以内の金額)



【箱型の装置】



【ベッド型】

耐震改修補助

耐震改修にかかった費用を
最大30万円まで補助
(耐震改修にかかった費用の23%の金額)



各補助の申請期間・完了報告期間

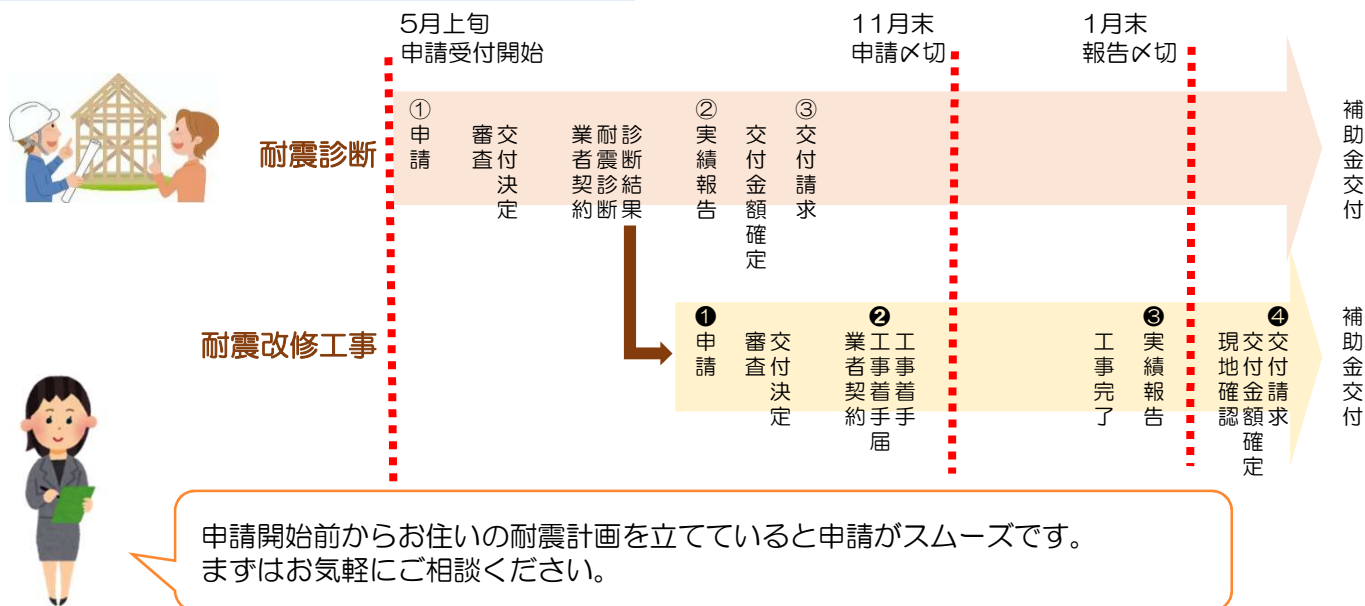
申請受付期間 令和7年5月7日～令和7年11月28日

完了報告期間 令和8年1月30日、もしくは工事完了後30日以内の早い日

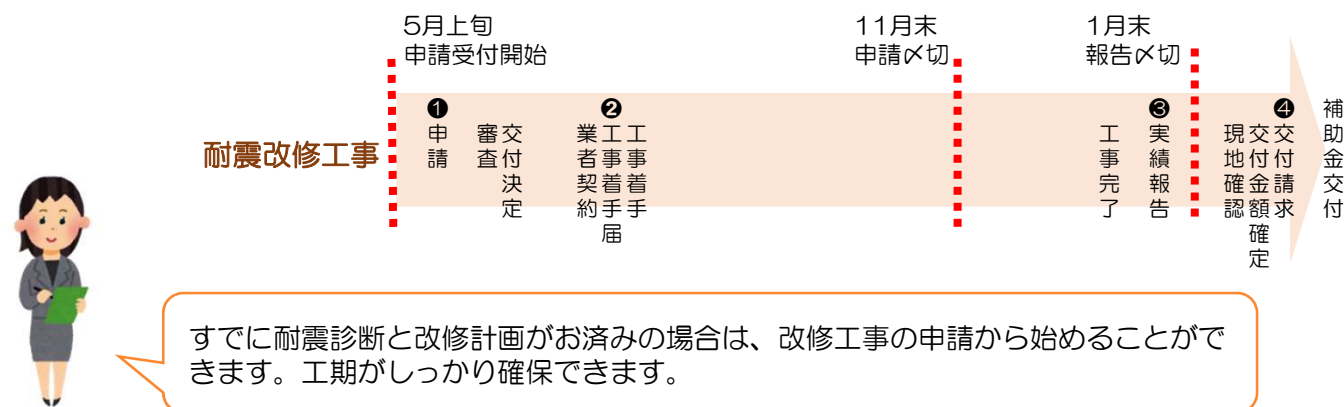
※申し込みが予算に到達した場合は、受付を締め切る場合があります

スケジュール例

単年で耐震診断+改修工事をする場合



単年で改修工事をする場合



その他

令和8年3月31日までの間に一定の耐震改修工事が行われた場合、120㎡までを上限として、一定期間の**固定資産税の減額**を行います。（都市計画税は減額されません。）

→詳細は尾道市資産税課HPまたは窓口にて

申請・相談窓口

尾道市 建築課 指導係 （尾道市役所本庁3階海側）

〒722-8501 尾道市久保一丁目15-1

☎ 0848-38-9245 📠 0848-38-9295

✉ k-shidou@city.onomichi.hiroshima.jp

開庁時間: 午前8時30分～午後5時15分



▲建物等の改修工事費補助QRコード

お気軽に
ご相談ください

